

JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針—
情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—
第4部：電気通信機器

JIS X 8341-4 : 2018

(ICAC/JSA)

平成 30 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小 高 久 義	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	橋 本 崇	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 溝 和 孝	総務省国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.10.20 改正：平成 30.11.20

官 報 公 示：平成 30.11.20

原 案 作 成 者：情報通信アクセス協議会

(〒105-0013 東京都港区浜松町 2-2-12 JEI 浜松町ビル 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会内 ICT 機器部 TEL 03-5403-9354)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般原則	3
5 企画、開発及び設計における要件	3
5.1 企画、開発及び設計における基本的要件	3
5.2 アクセシビリティ確保のためのアプローチ	3
5.3 基本方針	4
5.4 開発プロセスに関する活動	4
6 操作及び利用に関する共通要件	5
6.1 操作	5
6.2 設置、接続及び設定	7
6.3 心身の安全性	8
6.4 情報セキュリティ	9
6.5 コンテンツ利用の権利	9
6.6 代替手段	9
6.7 機器個別の要件	10
7 機器に関する共通要件	10
7.1 入出力インタフェース	10
7.2 機器本体の形状及び構造	16
7.3 外部接続部	17
7.4 無線による外部接続	17
7.5 用語及び表記	18
7.6 インタフェース仕様の公開	18
7.7 機器個別の要件	18
8 サポートに関する要件	18
8.1 取扱説明書	18
8.2 電気通信アクセシビリティ情報の公開	19
8.3 教育	19
8.4 サポート窓口	20
附属書 A (参考) 電気通信サービスに関する配慮事項	21
附属書 B (規定) 固定電話機の配慮要件	24
附属書 C (規定) 携帯電話機の配慮要件	25
附属書 D (規定) ファクシミリの配慮要件	28

	ページ
附属書 E (規定) テレビ電話機の配慮要件.....	31
附属書 F (参考) 参考文献.....	34
解 説.....	35

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、情報通信アクセス協議会（ICAC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 8341-4:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 8341 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 8341-1** 第 1 部：共通指針
- JIS X 8341-2** 第 2 部：パーソナルコンピュータ
- JIS X 8341-3** 第 3 部：ウェブコンテンツ
- JIS X 8341-4** 第 4 部：電気通信機器
- JIS X 8341-5** 第 5 部：事務機器
- JIS X 8341-6** 第 6 部：対話ソフトウェア
- JIS X 8341-7** 第 7 部：アクセシビリティ設定

白 紙

高齢者・障害者等配慮設計指針— 情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス — 第4部：電気通信機器

Guidelines for older persons and persons with disabilities— Information and communications equipment, software and services— Part 4: Telecommunications equipment

序文

この規格は、2005年に制定され、その後今回を含めて2回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は、2007年に第1版として発行されたITU-T F.790に対応するために2012年に行ったが、その後のスマートフォンなどの技術的進歩、及び障害者に関する法整備に合わせて改正した。

なお、対応国際規格は、現時点で制定されていない。

この規格は、2007年に発行されたITU-T F.790を参考に作成しているが、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

移動体通信、インターネットなどの情報通信技術のめざましい発展は、一面として電気通信機器及び電気通信サービスのバリアフリー化にも貢献している。例えば、従来の外出時の主要な通信手段であった公衆電話は、視覚に障害のある利用者にはその場所を特定することが困難であり、また、下肢の障害などによって車いすを利用している利用者には、位置が高い、ドアが開けられないなど、利用することが難しい場合があった。さらに、聴覚又は言語に障害があり音声通話ができない利用者には公衆電話を利用できず、外出時の連絡自体が難しかった。携帯電話及びそれによる電子メール（ショートメッセージを含む。）の普及が、障害のある利用者の外出時の連絡などを容易にし、行動の自由を拡大した。

このように、情報通信技術の発展は、高齢者・障害者等の生活をも便利にするが、その一方で電気通信機器の多機能化、複合化及び小型化によって、新たなバリアを生む可能性もあり、これらの機器を企画、開発、設計、保持及び運営するときに、高齢者・障害者等に配慮することが重要である。近年では、スマートフォンのようなタッチパネルによって操作を行う機器も出てきており、視覚に障害のある利用者に対してもこれらの機器を使用することができるようアクセシビリティを考慮する必要が出てきた。

この規格は、主に高齢者、障害のある人々及び一時的な障害のある人々が、様々な電気通信サービスを利用するときに使用する機器のアクセシビリティを確保、向上するために配慮すべき事項について規定している。その中でも特に、利用者が家庭若しくは職場で、又は携帯して使用する機器を主な対象としている。

なお、既存の機能が複合化した機器、公衆用又は特殊用途の機器、電気通信サービスを利用することが主たる目的ではないが、ネットワークに接続して使用することが可能な機器などについても、この規格が参考になる。